

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月31日

香川県監査委員 木下典幸
同 武田宏之
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、令和3年度及び令和4年度を対象に次の団体に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

第1 監査対象法人 瀬戸内国際芸術祭実行委員会

1 県の補助金等の額	令和3年度 補助金	50,024,000円
	負担金	99,750,000円
	令和4年度 補助金	83,821,000円
		（令和5年1月24日現在の交付決定額）
	負担金	99,750,000円

2 監査年月日 令和5年1月24日

3 監査の方法 実地監査

4 監査の結果

規程第16条第1項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、補助金等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることが認められた。

また、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要であると認められる事項は、次のとおりである。

指導注意事項

ア 現金受払簿について、令和3年度及び令和4年度ともに検印及び出納員の照合済印が全くなかった。

イ 県外旅費について、算定誤りや支給漏れ、領収書の紛失等が散見された。